

むつ市議会第246回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和2年12月9日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第92号 むつ市景観条例
- 第2 議案第93号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第94号 むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第95号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第96号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第97号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第7 議案第98号 指定管理者の指定について
(むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第8 議案第99号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧野外8施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第9 議案第100号 指定管理者の指定について
(地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのもの)
- 第10 議案第101号 指定管理者の指定について
(むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第11 議案第102号 指定管理者の指定について
(むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第12 議案第103号 指定管理者の指定の変更について
(むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのもの)
- 第13 議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について
- 第14 議案第105号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 第15 議案第106号 市道路線の認定について
- 第16 議案第107号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第17 議案第108号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第18 議案第109号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第19 議案第110号 令和2年度むつ市一般会計補正予算
- 第20 議案第111号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

- 第21 議案第112号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第22 議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第23 報告第20号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第24 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度むつ市一般会計補正予算)
- 【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】
- 第25 議案第114号 令和2年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 武 | 2番 | 工藤 | 祥子 |
| 3番 | 杉浦 | 弘樹 | 4番 | 東 | 健而 |
| 5番 | 野中 | 貴健 | 6番 | 佐賀 | 英生 |
| 7番 | 斉藤 | 孝昭 | 8番 | 山本 | 留義 |
| 9番 | 富岡 | 直哉 | 10番 | 村中 | 浩明 |
| 11番 | 鎌田 | ちよ子 | 12番 | 住吉 | 年広 |
| 13番 | 白井 | 二郎 | 14番 | 濱田 | 栄子 |
| 15番 | 佐藤 | 広政 | 16番 | 富岡 | 幸夫 |
| 17番 | 岡崎 | 健吾 | 18番 | 原田 | 敏匡 |
| 19番 | 佐々木 | 隆徳 | 20番 | 浅利 | 竹二郎 |
| 21番 | 佐々木 | 肇 | 22番 | 大瀧 | 次男 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | |
|---|-----|-----|-----------------------|-----|-----|
| 市長 | 宮下 | 宗一郎 | 副市長 | 鎌田 | 光治 |
| 副市長 | 川西 | 伸二 | 教育長 | 氏家 | 剛 |
| 公営企業 管業者 | 村田 | 尚 | 総務部長 | 吉田 | 真 |
| 総務部 理事 市長 | 千代谷 | 賀士子 | 企画政策 部長 | 松谷 | 勇 |
| 財務部長 | 吉田 | 和久 | 民生部長 | 中村 | 久 |
| 福祉部長 | 須藤 | 勝広 | 健康 づくり 推進部長 | 中村 | 智郎 |
| 子ども みどら smile skiffice こりに 所 | 菅原 | 典子 | 経済部長 | 立花 | 一雄 |
| 都市整備 部長 | 中里 | 敬 | 都整備 技術 推進 部長 | 小笠原 | 洋一 |
| 川内庁 舎長 | 木下 | 尚一郎 | 大畑 庁舎 長 | 伊藤 | 大治郎 |

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

昨日、市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日の議事日程の最後にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第24 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第92号

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第92号 むつ市景観条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） おはようございます。議案第92号 むつ市景観条例について質疑をさせていただきます。

本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な

発展に寄与するためのものであるとの提案理由でしたが、市が考える良好な景観とはどのようなものなのか。

そして、この条例及び後に策定されるであろう景観計画によって受けるメリット、デメリットについて説明をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

良好な景観については、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なもので、地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動等との調和により形成され、地域の特性と密接に関連し、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであると市では理解しております。

次に、景観条例及び景観計画を策定することによるメリットについてであります。本市独自の景観に関する基本理念や基本方針を定めることで、規制の実施や助成を受けながら、事業者や市民の皆様とともに下北ジオパークや光のアゲハチョウに代表される本市の魅力ある景観を形成し、保全、活用するとともに、市民共有の財産として次世代へ引き継いでいくことができるものと考えております。

また、デメリットについてであります。今後の景観計画策定や実施の過程において、事業者や市民の皆様とともに考えていくことで良好な景観形成を図り、デメリットが生じないようにしてまいります。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 大ざっぱには確かにそういうことだと思いますが、具体的に、では分かりやすく例を挙げて説明をお願いします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 具体的な例としては、まず景観計画の中で今回大きく、青森県の景観条

例でも規制しておりますが、大規模行為、高さが高い建造物や影響を及ぼすような大きな行為を行うときには届出が必要になるということがまず規制されることになります。

そのほか、景観重要建造物または景観重要樹木など、今後市民の皆様から意見を募集して、未来に残すべき建物等を指定することによって、これらの保全、活用を図っていくことになります。

そして、公共事業においても景観に配慮した計画を立てるということが、市が先導的な役割を果たし、その上で民間の皆様にも景観に十分留意していただくよう、この条例を契機として啓発をしてまいりたいというように考えております。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 景観計画策定に当たっては、後に議会の審査もあるだろうと予想しますので、出てきたときはその対応をしたいと思います。この景観条例によって、各自治体で条例をつくってやっていますが、例えば塀を建てては駄目だとか、壁の色を統一しないと駄目だとか、細かい規制をかけるおかげで、確かに町並みは、見た目はよくなるかも分かりませんが、困る方々もたくさん出るということも聞いております。策定に当たっては十分配慮をお願いしたいということと、そういう細かい点について、今回の条例はうたっているところはありませんが、計画策定に当たっての方針とか、どんなことを考えているのかを最後にお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

むつ市政、常に市民協働のまちづくりということで、これまでも、それからこれからもそうしたコンセプトの下にやっていきたいと。今回の景観形成についても、まさに我々がどういうふうな景観を形成したいかということはさておき、市民の皆様と一緒にむつ市で残すべき景観を考えていく

ということが大切であろうというふうに考えています。

景観の考え方というのは多分たくさんあって、それぞれ思いが違くと。ですから、例えばすごくミクロな視点でいけば、公園の中の景観、水源池公園の景観をどうしようかということから始まり、あるいは大湊地区全体がどうあるべきか、例えば海から見える景観がどうかとか、あるいはもっと大きな視点で見れば、釜臥山の頂上から見える景観がどうかとか、様々な視点があろうかと思えますけれども、そうしたことも地域の皆さんと一緒に考えながら進めていくということでありますので、何か突然屋根の色を規制したとか壁の色を規制して、みんなが困るというようなことは決してございませんので、そのように理解をしていただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、20番浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） むつ市景観条例についてお尋ねします。齊藤議員の質疑と一部ダブるところもありますけれども、ご了承いただきたいと思えます。

まず1点目は、景観行政団体というのは現在青森県ということになっているのですけれども、本条例の施行日が令和3年3月1日となっているということは、その時点でむつ市に景観行政団体が移行されているのではないかと思いますけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

これまでに青森県との間で事前に協議を進めてまいりました。このことから、この条例可決後に、令和3年3月1日の景観行政団体への移行に向けて、円滑に本協議を県と進めることができるというふうに認識をしております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次に、第3条第3項に規定するところの先導的役割とは、具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。

また、既にある意味先行して行っている事例があるのかどうかもお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 市の先導的役割についてであります。景観形成における重要な要素となる公共施設等の整備に当たりまして、構想や設計段階から景観への配慮を行うことで、市が先導して良好な景観形成に取り組むこととしたものであります。

また、先行して行っている事例についてであります。主なものとして北の防人大湊整備事業、むつ市総合アリーナ整備事業、おおみなと臨海公園Park-PFI事業、桜満開プロジェクトなどにおきまして、景観に配慮した事業を展開してきたところであります。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次に、第16条の景観重要建造物、第18条の景観重要樹木の指定につきましては、これからということになるかもしれませんが、大体大きいところではこういうことが考えられるというようなことがあればお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定ということですが、地域の個性ある景観づくりのシンボルとして、外観が景観上の特徴を有し、公共の場所から容易に見ることができるなど、良好な景観を形成するために重要な建造物や樹木というものが考えられます。

具体的な指定等につきましては、今後市民の意見を募集しながら定めてまいりたいと考えており

ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第93号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第93号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第93号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第94号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第94号 むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第95号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第95号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第96号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案第96号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第96号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第97号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第6 議案第97号 指定管理者の指定についてを議題といたしま

す。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第97号 指定管理者の指定について質疑いたします。

この議案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものですが、前回選定時と比べ、参考資料の管理運営計画は大幅に拡充されているものの、指定管理料は約980万円の減額となっております。これは全体の約4割の大幅な減額であり、その要因は何であるのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

むつ市海と森ふれあい体験館の公募を実施するに当たりまして、これまでの実績と今後の事業の継続性を精査いたしまして、市の指定事業を見直したことが主な要因となっております。

見直しの主なものといたしましては、イルカ教育活動とジオパーク教育活動でございまして、両事業は調査研究に精通した専門的な知見を有する人材を確保するため、研究職としての人件費や調査活動費を積算しておりましたが、イルカの事業に係る地方創生推進交付金の補助が終了したこと、また川内小学校の児童によりますウミニナ研究の発表が一区切りとなったことなどから、指定管理料が減額となったものでございます。

なお、指定事業から外れた事業につきましては、今回公募のありました団体において自主事業として計画しているとのことでございますので、利用者へのサービスの低下は限定的であるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 前回選定時との比較については理解いたしました。

当施設が指定管理に移行しての更新、再選定となりますが、一番初めの選定されたときと比べても、約300万円ぐらい減となっているのですが、これは移行当初と比べて、市からの指定事業等の縮小によるものなのか、また指定管理者の管理費等の縮減による成果とも考えられますけれども、その辺のところを何か要因がありましたらお聞かせ願います。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

指定管理を行うための経費としてということでございますけれども、もちろん指定管理事業者の努力というところもあると思いますけれども、今回指定業務を行うためには、行政のほうとしても、市としても経費について適正に積算しておりますことから、指定管理業務を実施することは十分に可能であるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） ここまでの答弁と特に予算面を考慮すると、指定管理するに当たって、その考え方を抜本的に見直したのかなと推測されるのですけれども、その過程で、指定管理という選択肢のほかに、市の直営での運営も選択肢にあったのではないかなとちょっと考えられますけれども、その辺の検討はなされたのか。

また、されたとすると、その経過についてお話しただけだと思います。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

指定管理制度の検討に当たりましては、市が直接管理運営することも一つの案として比較検討いたしております。

その結果、指定管理制度とすることに至った理

由といたしましては、民間事業者が有するノウハウを活用することによりまして、施設の設置目的を効果的に達成することが期待できるというふうにご理解しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第97号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第98号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第7 議案第98号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第98号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第99号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第8 議案第99号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、脇野沢瀬野牧野外8施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第99号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第100号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第9 議案第100号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第100号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第101号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第10 議案第101号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第101号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第102号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第11 議案第102号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市奥葉研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第102号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第103号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第12 議案第103号 指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。

本案は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第103号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第104号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第13 議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について、2点質疑します。

1点目は、移譲を受けるに至るまでの経緯についてですが、下北地域広域行政事務組合議会を傍聴して、その概要は理解しているところですが、改めて市の見解としてお伺いします。

2点目は、移譲を受けることによるメリットについてですが、これまで管理運営に関わる経費は全額むつ市が負担していることもあり、メリットはあってもデメリットはないと考えています。そこで、移譲を受けることによるメリットを具体的にお伺いします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

下北文化会館の移譲に関しましては、これまで事務の効率化や財源対策など、ほかの公共施設と同じく、管理運営方法につきまして下北地域広域行政事務組合と協議を行ってまいりました。

また、維持管理運営費や改修経費につきましてはむつ市が全額を負担しており、事務の効率化のほか、このたびの新型コロナウイルス感染症に関する改修や老朽化に伴う大規模改修計画に主体的に取り組む必要があり、構成町村からのご理解が

得られれば、むつ市において実施してまいりたいと考えております。

なお、このような経緯の中で、このたび青森大学のむつ市への進出が重なったことから、改修工事に当たりましては、キャンパスの機能も有した改修を進めさせていただきたいと考えております。

次に、移譲に伴うメリットといたしましては、市が直接管理運営を行うことで、市のファシリテーターマネジメントに基づき、施設の長寿命化や延命化を図ることが可能となるものと考えております。

また、改修工事などの財源の確保といたしまして、地方創生に係る施策との連携により、交付金や地方債など有利な財源の確保が見込まれること、その他改修等に係る事務につきましても、市の建築、土木職員の対応が可能となるなど、効率的な運営が図られるものと考えております。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 最後に、手続上の確認ですけれども、今後市同様に規約変更のため各構成町村議会の議決を経た後、あとはどのような手続をもって正式な移譲となるのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

議決後の流れ、スケジュールについてですが、下北地域広域行政事務組合の構成市町村それぞれ、12月定例会におきまして規約変更の議案についてご審議いただいておりますが、全ての構成市町村から可決していただいた場合、令和3年1月に同組合が県へ規約変更の許可を申請し、2月下旬になろうかと思いますが、県から規約変更の許可をいただく予定と下北地域広域行政事務組合からお伺いしております。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を

終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第104号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第105号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第14 議案第105号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第105号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第106号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第15 議案第106号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第106号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、

お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第107号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第16 議案第107号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月14日をもって任期満了となるむつ市監査委員に齊藤秀人氏を選任することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第107号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第107号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第107号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第108号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第17 議案第108号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき

同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月19日をもって任期満了となるむつ市教育委員会の委員に田中志昌氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第108号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第108号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第108号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第108号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第109号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第18 議案第109号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、来年1月15日をもって任期満了となるむつ市教育委員会の委員に長岡俊成氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第109号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第109号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第109号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第109号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第110号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第19 議案第110号 令和2年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番(齊藤孝昭) 議案第110号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について、4点お聞きしたいと思います。

まず1点目は、金谷公園官民連携まちづくり推進事業の事業内容とその考え方について説明をお願いします。

2点目は、橋梁長寿命化修繕事業の継続費をこのたび追加という項目で上程していますが、この場所はどこなのか。あとは、それと継続する理由ですね、継続費とした理由をお知らせください。

3つ目は、小学校大規模改修事業なのですが、そもそも大規模改修するときというのは、計画工事でやるべきものだと私は考えていましたが、このたび3億円の大規模改修ということを補正予算で出してきた理由と、併せて繰越明許とした経緯をお知らせ願いたいと思います。

4点目は、市道等維持事業のことなのですが、これも債務負担行為でやることになっていますが、この理由と該当する工事場所または工事名をお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

金谷公園官民連携まちづくり推進事業についてですが、本事業は民間事業者が金谷公園の一部を占用し、幼保連携型認定こども園、病児保育棟及び地域交流コミュニティ施設の整備を行うものでありまして、コロナ禍において屋外オープンスペースの特性を生かした子供・子育て支援と公園機能の向上を図るものであります。

なお、本事業は公園北側の杉を伐採した遊休地を占用するものでありますが、占有することができる土地とするために、本来市が行うべき抜根等の公園の整備について民間事業者が実施することから、市がその費用を負担するものであります。

次に、お尋ねの2点目、橋梁長寿命化修繕事業についてですが、本事業は本町地区と新町地区を結ぶ田名部川に架かる大橋の架け替え工事であります。

また、債務負担行為としましたのは、事業に3か年の期間を要することから、お盆時期や田名部まつりへの影響を最小限に抑えるために継続費を設定したものであります。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） 小学校の大規模改修事業が補正予算によって行われる理由、そして繰越明許になった経緯についてお答えいたします。

本事業につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金、これを活用いたしまして、令和3年度事業として、教育委員会のほうとしては予定しておりました。こうした中、国の令和2年度の一次補正予算が成立いたしまして、本事業の前倒し実施が可能となったというふうな経緯でございます。市といたしましては、これを受けまして交付金の交付申請を行い、このたび交付決定の通知がありましたので、本定例会への補正予算案の上程となったという次第でございます。

次に、繰越明許費を設定する経緯につきましては、この補正予算案が本定例会で御議決賜りましてから、入札に向けた準備となります。そして、契約までに日数を要すること、また児童の学習への影響をできるだけ少なくするために、学校の長期休業、夏休み期間、これを中心に施工するというふうなことになります。そのようなことから、来年の暖房の使用に間に合うように工事を進めるというふうなことになるなど、年度内の完成が困難なことから、繰越明許費を設定したというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 先ほどお答えの一部が漏れましたので、改めて答弁をさせていただきます。

市道等維持事業を債務負担とした理由と該当となる工事名及び場所についてお答えいたします。工事の発注は、原則新年度予算が成立してからの入札、契約手続となることから、年度当初からの工事着手は難しく、発注時期が過度に集中する傾向にあります。

そこで、発注時期の平準化による経営の効率化及び工事の品質確保を図るため、年度内または新年度早期の工事着手が可能となるよう、現年度中に支出を要しない債務負担行為を設定するものであります。このゼロ市債という手法は、昨年度より活用しており、今年度は田名部地区の仲町地区道路整備工事、関根地区の市道南関根線側溝整備工事、川内地区の市道蛸崎6号線側溝整備工事の計3工事を予定しております。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） よく分かりました。

金谷公園官民連携まちづくり推進事業についてなのですが、金谷公園については、後にむつ総合病院の入院棟が建てられるのではないかと、隣には文化会館へ、先ほど話が出ましたが、高等教育機関が来る予定になっている。または、キッズパークがある、文化財収蔵庫もあるということで、ここの地域は今のところ部門も別々で、それぞれが独立しているのです。金谷公園周辺の方向性、今お話しした施設の連携とか共有とかというふうなことをこの機会に多分考えているからここの事業をするのだなと思っておりますが、そここのところのお考えをもう一度お知らせ願いたいと思います。

市道維持工事のゼロ市債については、昨年質疑でゼロ市債について話をさせていただきました。好評だということで、このたびもゼロ市債を使って工事を進めるということの答弁でしたが、このゼロ市債の割合ですね、全体の道路維持工事の割合、どれぐらいが妥当だというふうに考えているのかをお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

金谷公園一帯、今様々な構想が立ち上がってきています。部門は別ですが、市長は1人ですので、しっかりとした形でこれを取りまとめていきたい

というふうに考えております。まちづくりの中では、やはり新しい顔として、文教、それから医療の拠点になるような形に仕上げようというふうに考えています。実は今UR都市機構様と連携をして、まちづくりの新しい形を模索しているところであります。

この成果としては、来年度の予算の中でしっかりとした形で提示をしていきたいと考えてございますので、どうぞその時期の発表を楽しみに待っていただきたいと、このように考えてございます。

ゼロ市債については、担当からお答えさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 債務負担行為、ゼロ市債の割合等ではありますが、今年度、今回提案を申し上げております、例年の市道等維持工事の事業費から見ると、予算ベースでは約28%ベースという予定で現在計上させていただいております。

しかしながら、どの程度が妥当であるのかというのは、このゼロ市債を使うためには、交付金等の決定通知を受ける事業は使えませんので、各年度ごとの市にとって最も効率的な予算、財政というのを考慮しながらこの拡充には努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第110号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について、私も金谷公園官民連携まちづくり推進事業と小学校大規模改修事業費について通告していましたが、今質疑した斉藤議員への答弁で通告内容に関しては理解できましたので、通告内容についての質疑は割愛させていただきます。私からは、2点質疑いたします。

金谷公園官民連携まちづくり推進事業は、むつ

市都市公園PPP活用制度を活用したものになりますが、PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップでは、財政負担の軽減も期待されるわけではありませんが、本事業で事業コストの削減について、現時点で試算されているものがあればお知らせ願います。

もう一点、今回作業自体、補正予算案で上がってきておりますけれども、本来今年度やる予定だったのか、それとも着手自体は来年度だったのか、その辺りもお知らせ願います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

まず、PPPということで公民連携ということから、市への財政的メリットということですが、例を言いますと、本来市が行うべき抜根等の公園整備というものが約2,000万円の工事費を要するものと試算されます。今回民間事業者と連携して施工することで、少なくとも市の負担は2割程度軽減がされるというふうに見込んでおりますし、その他金谷公園の利用者の方々の利便性の向上に大きくつながる、また市の施策である子育て支援エリアとしての子育て中の皆様への支援も大きくつながるというふうな今回の事業でありますことから、メリットはかなり大きいものというふうに考えております。

それから、今回補正予算とした理由についてですが、本来幼保連携型認定こども園として建設を予定している事業者は、金谷公園ではなくて別の場所での建設を計画しておりました。しかしながら、コロナということで、コロナ禍における新たな子育ての支援と、また幼稚園の経営ということで、金谷公園での事業募集を行ったところ、この募集に応募していただき、その中で私どもで今年度から実施をしたいというふうに考えましたので、今回の補正予算の計上に至ったということになります。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第110号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

◇議案第111号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第20 議案第111号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第111号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第111号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第112号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第21 議案第112号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第112号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第112号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第113号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第22 議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第113号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第113号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第20号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第23 報告第20号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第21号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第24 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和2年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は承認することに決定いたしました。

◎日程第25 議案上程、提案理由説明、
質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第25 議案第114号 令和2年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第114号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、1,605万3,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、449億3,376万1,000円となります。

まず、歳出についてであります。民生費にひとり親世帯臨時特別給付金事業費として、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の再支給に要する経費を計上しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育ての負担や収入の減少に対して支援するため、本年6月に成立した国の第2次補正予算に基づき支給しているひとり親世帯臨時特別給付金について、ひとり親家庭の生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、支給対象者に対して、再度、同様の基本給付の支給を実施するためのものです。

次に、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において補助見込額を計上しております。

次に、本日の追加提案、そして本日中の採決をお願いする理由についてご説明いたします。一昨日、12月7日に国から本給付金の実施に係る正式通知が届きまして、その通知には原則年内に支給

対象者に支給するよう明記されております。市といたしましては、国の通知に基づき、年内に本給付金を支給したいと考えており、本日中の採決をお願いするものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前11時30分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第114号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第114号 令和2年度むつ市一般会計補正予算に対し質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第114号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第114号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第114号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(大瀧次男) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月10日は常任委員会のため、12月11日及び12月14日から17日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、明12月10日は常任委員会のため、12月11日及び12月14日から17日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月12日及び13日は休日のため休会とし、12月18日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時32分 散会